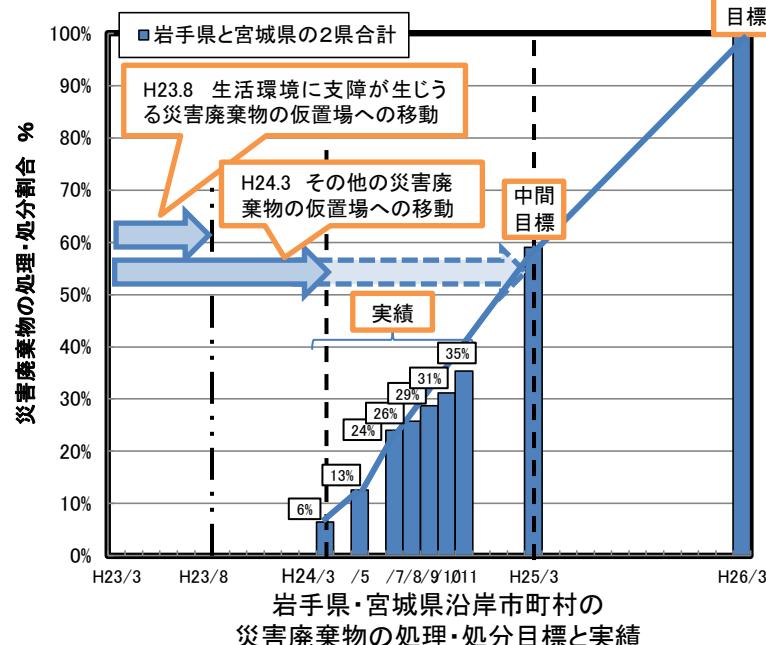


被災3県沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況(概要)

災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況

- 被災3県沿岸市町村においては、災害廃棄物1,802万トンのうち、605万トン(約34%)、全体の1/3超の処理完了。10月末(538万トン(約30%))と比較して、67万トン(約4%)増加し、増加のペースは加速。
- 市町村別の処理処分割合は、
 - ①5割超: 岩手県洋野町、普代村、大船渡市、宮城県利府町、松島町、宮城東部ブロック(塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市)
 - ②5割弱: 岩手県久慈市、宮城県仙台市、福島県いわき市
 - ③1/3超: 石巻ブロック(女川町、石巻市、東松島市)、亘理名取ブロック(名取市、岩沼市、亘理町、山元町)
- 津波堆積物956万トンのうち、140万トン(約15%)処理完了。10月末(107万トン(約11%))と比較すると33万トン増加。



○3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(11月末現在)

災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数		
	推計量(万t)	処理・処分		推計量(万t)	処理・処分				
		量(万t)	割合(%)		量(万t)	割合(%)			
岩手県	525	395	124	31	58	130	2	50	66
宮城県	1,873	1,200	441	37	59	672	20	40	109
福島県	361	207	40	19	—	153	2	—	31
合計	2,758	1,802	605	34	—	956	15	—	206

*端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

再生利用の状況

- 広域処理必要量は岩手県・宮城県の2県において、136万トン。広域処理を実施済み、実施中、又は受入量決定済みの事業は、1都11県53件(受入予定量は約51万トン、うち約16万トン処理済み)。
- 11月以降、新たに東京都町田市、秋田県仙北市、栃木県壬生町における本格受入が開始されるとともに、石川県金沢市における漁具・漁網の受入開始の公表(その他、受入開始の公表3件)が行われた他、調整済量の増加(2件)、試験処理の実施(3件)、試験処理実施予定の公表(4件)の進捗。

○広域処理必要量(11月末現在) (単位:万t)

	可燃物	木くず	不燃混合物	漁具漁網	合計
岩手県	18	12	7	8	45
宮城県	39	39	13	—	91
合計	57	51	20	8	136

○災害廃棄物由来の再生資材を利用している主な公共事業(11月以降開始したもの) (単位:万t)

	事業	再生資材	利用量
岩手県	圃場整備事業(山田町)	津波堆積物、コンクリートがら	7
	防潮堤等復旧事業(山田町)	コンクリートがら	12
	漁港災害復旧事業(大槌町)	コンクリートがら	2
宮城県	海岸堤防復旧工事(名取市)	津波堆積物	4
	国立公園復旧事業(気仙沼市)	コンクリートがら	3

目標達成に向けた処理の進捗状況と今後の方針

- ・ 11月の一月あたりの処理・処分量の増加は加速したものの、なお中間目標の達成に向けて十分とは言えず、それぞれの県において、種類別に見て処理が十分に進んでいない対象物の処理の加速を要する。
- ・ 岩手県では、可燃物の処理が着実に進んでいることに加え、コンクリートがらの進捗にも改善が見られてきている。処理の加速を要するのは、不燃混合物、津波堆積物。特に、津波堆積物については11月に入り処理が本格的に開始された段階。
- ・ 宮城県では、コンクリートがらの処理が着実に進んでいるほか、津波堆積物はこの2ヶ月で大きく処理が進んでいる。処理の加速を要るのは、可燃物、不燃混合物。
- ・ 福島県では、国の直轄処理、代行処理を加速するため、仮置場・仮設焼却炉の設置が不可欠。対策地域内では、これまで計6箇所の仮置場の設置が決定済みで、このうち、計3箇所の仮置場造成工事を実施中(南相馬市、楓葉町)。また、代行処理では相馬市・新地町の仮設焼却炉を建設中。
- ・ このため、以下の取組を着実に進める。

【岩手県】不燃混合物・津波堆積物

- ・ 不燃混合物又は津波堆積物の処理施設の増強: 10月末までに3箇所で完了、さらに2箇所追加予定。
- ・ 処理施設増強による着実な再生資材化や、新たな利用先の確保。
- ・ 利用用途に応じた性状の明確化(岩手県が復興資材活用マニュアルを年明け1月に一部改訂)による復興資材利用の促進。

【宮城県】可燃物・不燃混合物

- ・ 仮設焼却炉の本格稼働推進(全29基のうち22基稼働、さらに年内に3基稼働、年明けから全基稼働)と広域処理の着実な実施による可燃物の処理促進。
- ・ 不燃混合物の破碎選別施設による再生資材化の推進(全12箇所のうち11箇所稼働、年明けから全て稼働)。
- ・ 年明け1月から石巻港の廃棄物埋立護岸において災害廃棄物等の埋立による処理を開始。
- ・ 再生資材の新たな利用先の確保。
- ・ 公物等の解体及びその再生資材化の加速。

【福島県】仮置場・仮設焼却炉

- ・ 早期に目標設定への見通しが得られるよう、国の直轄処理、代行処理による仮置場、仮設焼却炉等の整備に向けた被災地との調整の推進。
- ・ 福島環境再生事務所を中心に関係府省の協力を得て大幅な体制強化を図る(除染業務とあわせ、既に本省から11人を事務所に追加派遣、来年度から大幅に増員を予定)。

(参考)第5回関係閣僚会合における目標達成に向けた方針

- ・ 平成24年度末の中間目標達成を確実なものとするため、第5回関係閣僚会合(H24.10.19)において年内を一つの節目として以下の取組を定めた。
 - ① 年内に、被災地における処理能力をさらに増強するとともに、現在広域処理を調整している案件について、必要な試験処理を実施し、受入を確定することを目指すこと。
 - ② 海岸堤防や海岸防災林などの公共工事において、再生資材の活用を着実に進めることにより、復興の妨げとなる仮置場の早期解消を図ること。特に、再生利用の進んでいない不燃混合物や瓦くずといった再生資材の活用を直轄工事の発注に盛り込むなど、関係省庁において積極的な取組を進めること。
 - ③ これらを通じて、平成24年度内に、岩手県・宮城県のすべての災害廃棄物の処理のめどをつけるよう、調整を終えること。